

学校いじめ防止基本方針

東京成徳大学深谷中学・高等学校

東京成徳大学深谷中学・高等学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法（以下、法とする）及び平成29年3月に改訂の「いじめの防止等のための基本的な方針」、令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下のとおり定める。

第1 本校の学校いじめ防止基本方針

本校は、

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめへの対処が体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策を具体的に記載する。さらに、取組の実効性を高めるため、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりである。

- 1 いじめ防止等に係る基本事項
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの態様
 - (3) いじめ解消の定義
 - (4) いじめ防止等の対策のための組織
- 2 いじめ防止等のための対策
 - (1) いじめの未然防止のための取組
 - (2) いじめの早期発見のための取組
- 3 いじめ事案発生時の対応
 - (1) 事案発生時の組織的対応
 - (2) 重大事態への対応
- 4 取組の評価と改善
 - (1) 年間指導計画
 - (2) PDCAサイクルの展開

第2 いじめ防止等に係る基本事項

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

2 いじめの態様

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。具体的な態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

3 いじめ解消の定義

以下の2つの要件が満たされている状態をいじめが「解消している」状態とする。

- (1) 被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える等いじめに係る行為が相当期間止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(被害生徒及び保護者に面談等で確認する)

4 いじめ防止等の対策のための組織

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、中・高教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、中・高養護教諭を構成員とし、必要に応じてPTA会長、学校評価委員等の出席を求める場合もある。また、個々の事案により、学級担任、部活動の顧問等が参加可能とする。さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー等の要請をする。

(2) 具体的な役割

ア 日常の取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
- ・ 研修会の企画立案
- ・ アンケートの実施と結果報告
- ・ 未然防止及び早期発見の取組
- ・ 取組の評価と改善

イ 事案発生時の取組

- ・校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・事実関係の正確な調査・把握及び県への報告
- ・被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定
- ・保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- ・警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- ・事態収束まで継続指導・経過観察

第3 いじめ防止等のための対策

1 未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないため、以下のことをとおして未然防止に取り組む。

(1) 教師の言動・姿勢、

- ・生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない
- ・自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ・いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ・日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

(2) 学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・意欲や元気の源になるよう、声かけをおこなう。
- ・生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(3) 学習指導

- ・学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている場合もあることを認識する。
- ・「学ぶ喜びを味わせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(4) 保護者同士のネットワークづくり

- ・学年懇談会やPTA本部役員会等を通じて保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

2 早期発見のための取組

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関

わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するため以下のことをとおして早期発見に取り組む。

(1) 生徒のサイン

- ・遅刻欠席が多い ・体調不良を訴える ・表情が沈んでいる
- ・口をききたがらない ・無視される ・からかわれる
- ・急によく保健室に行く ・急にトイレに行く ・衣服が汚れている
- ・体に傷やあざがある ・自転車がパンクする ・ぽつんと一人である
- ・使い走りをさせられる ・発言で爆笑が起きる ・プロレスの技を仕掛けられる
- ・持ち物が隠される ・落書きされる ・あだ名で呼ばれる。
- ・必要以上のお金を持っている など

(2) 教育相談を充実

- ・定期的な面談以外に、日頃から自分から相談できる学校の雰囲気をつくる。

(3) アンケートの実施

- ・年2回（7月・12月）定期的にアンケートを実施する。

(4) 家庭からの情報、地域からの情報

- ・保護者面談や保護者会等

第4 いじめ事案発生時の対応

1 事案発生時の組織的対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教員が個人で判断することや、一部の教員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すことを旨とする。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を促すことを旨とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。また、速やかに生徒指導主任に報告し、事実確認をする。

(2) 加害生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(3) 被害生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。生徒のプライドを傷付けないようにして、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、生徒との信頼関係を築いておく。

(4) 観衆生徒（周りではやし立てる生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

(5) 傍観生徒（見て見ぬふりをする生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、

傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(6) 集団（学級や部活動など）への対応

いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高めさせる。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事案」は、法第28条により次のように定義されている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

(2) 重大事態の意味

ア 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を関係者全員が理解しておく。

イ 「重大事態」が発生した場合、埼玉県知事（学事課）へ事態発生について報告する。

ウ 「いじめ対策委員会」は、下記に留意して速やかに調査を行う。

- ・客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するよう努める。
- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。
- ・既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

エ 明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。

（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

オ 上記調査結果は、埼玉県知事（学事課）へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(4) 東京成徳学園又は本校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、本校は埼玉県知事（学事課）へ、事態発生について報告する。

(イ) 調査及び調査主体

重大事態が発生した場合は、直ちに東京成徳学園に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、次のような場合は、「東京成徳学園重大事態調査委員会」において調査を実施する。

- ・本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと東京成徳学園が判断する場合。
- ・本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

(ウ) 調査を行うための組織

重大事態と判断したときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の参加を図る。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。

(オ) 自殺の背景調査における留意事項

いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、法28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については下記に留意する。

- ① 遺族の要望、意見を十分に聴取する。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 遺族に対し、在校生へのアンケート調査や聴き取り調査を提案し、扱い等について同意を得る。
- ④ 調査を行う組織は、利害関係を有しない第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦により参加を図り、公平性・中立性を確保する。
- ⑤ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、分析評価は専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ⑥ 調査を行う際は、東京成徳学園から指導及び支援を受ける。
- ⑦ 亡くなった生徒の尊厳の保持に配慮し、報道の在り方に特別の注意を払

うことが必要である。

(カ) その他留意事項

生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。なお、自殺の背景調査にあたる場合は、「『New I's』 II 自殺予防対策編」等も参考に慎重に対応する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ① 調査により明らかになった事実関係（いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ② 情報提供に当たっては、下記の点に配慮する
 - ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(イ) 調査結果の報告

- ① 調査結果については、埼玉県知事に報告する。
- ② いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事（学事課）に送付する。

第5 取組の評価と改善

本校は、いじめ防止対策委員会において毎年度、本校の「学校いじめ防止基本方針」にある各施策の効果を検証し、同基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

1 年間指導計画

資料2

2 PDCAサイクルの展開

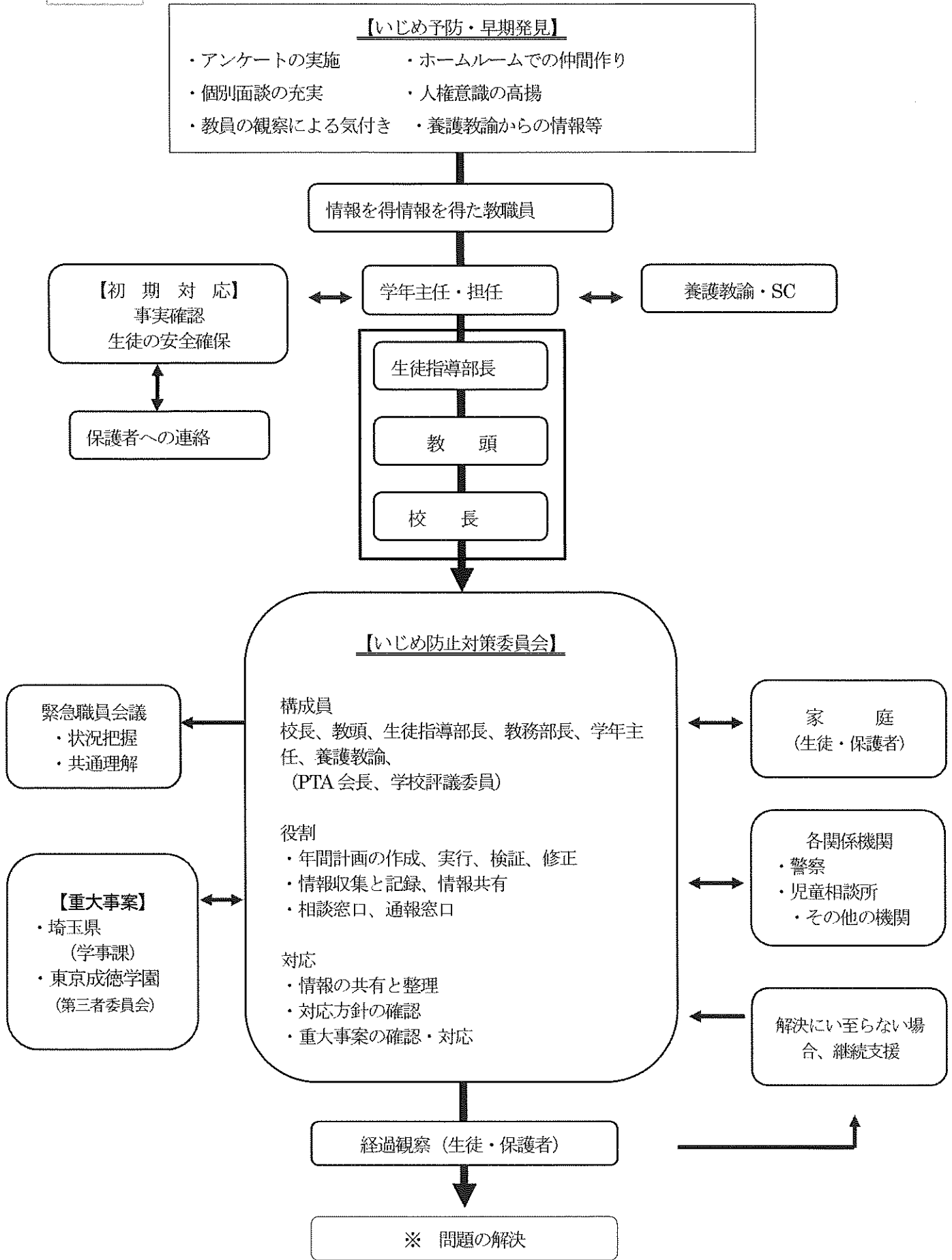
PLAN	4月 いじめ防止対策委員会の発足、年間計画の策定
DO	通年 いじめの未然防止策の実行及び早期発見等の対応
CHECK	1月～2月 年度総括
ACTION	3月 「学校いじめ防止基本方針」の見直し 次年度年間指導計画を立案

平成26年7月 策定
令和7年2月 改定

いじめ事案発生の組織的な対応の流れ

資料 1

東京成徳大学深谷中学校・高等学校



※ (1) 被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える等いじめに係る行為が相当期間止んでいること (少なくとも3ヶ月を目安とする)
 (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと (被害生徒及び保護者に面談等で確認する)

	中学校	高等学校	サイクル	委員会			
4月	【職】職員研修（いじめ防止基本方針の確認）		P （計画）	運営方針の確認			
	【保】入学式（いじめ防止基本方針の説明）						
	【生】スマホケイタイ安全教育高中全学年						
	【生】エンカウタ（こころの健康教育）中学（1年）						
	【生】長距離ハイキング	【生】木島平校外学習（1年）					
5月	【生】宿泊農村生活体験（2年）	【生】二者面談	D （実行）	アンケートの内容について確認・検討			
	【生】こころの健康教育（2年）						
	【保】PTA総会						
6月	【生】体育祭			D （実行）	アンケートについて集計結果確認、対応		
	【生】こころの健康教育（3年）	性の健康教育（2年）					
	【保】学校評議委員会						
7月	【生】English Camp中学生	【生】三者面談（3年）			D （実行）	アンケートについて集計結果確認、対応	
	【職】職員研修会（いじめ関連法・資料集）						
	【生】性の健康教育（2年）						
	【保・生】「学校生活アンケート」の実施						
	【生】終業式 校長講話						
8月	【生】夏休み中の健康調査					C （点検）	アンケートについて集計結果確認、対応
9月		【生】桐蔭祭					
10月	【生】三者面談	【生】三者面談（1・2年）					
11月	【保・生】「学校生活アンケート」の実施						
		【生】芸術鑑賞会（2年）					
12月	【生】薬物乱用防止教室（2年）	【生】薬物乱用防止教室（2年）	C （点検）	聴取結果の共有・対応			
	【生】冬休み中の健康調査						
	【生】終業式 校長講話						
1月	【職】教職員面談			A （改善）	基本方針及び年間計画の検討		
2月	【職】職員研修会（事例研究）						
	【生】1年間の健康状態についての調査（1・2年）						
3月	【職】職員会議						
	【生】修了式 校長講話						
年間	【生】スクールカウンセリング 二者面談 保健だより					A （改善）	基本方針及び年間計画の検討